

阪神南地域「魅力体験ツアー」実施業務 仕様書

1 業務の名称

阪神南地域「魅力体験ツアー」の実施業務

2 業務の目的

阪神南地域は、阪神間モダニズムや「具体」美術、ひょうごフィールドパビリオンなど豊富な地域資源（ブランド）に恵まれている。

そこで、旅先の選定等に影響力が高いインフルエンサー等を起用した「魅力体験ツアー」を実施し、阪神南ブランドの認知度を高めるとともに、阪神南地域への誘客促進を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月 31 日まで

4 業務内容

(1) 阪神南地域「魅力体験ツアー」の実施業務

【ツアービジネスの内容】

区分	阪神南ブランドモデルツアーアイデア	「具体」芸術体験モニターツアーアイデア
目的	阪神南ブランドを旅行会社の主催ツアーや管内イベントへの活用につなげるため、インフルエンサーや旅行会社営業担当者に、同ブランドの魅力を紹介するモデルツアーアイデアを実施する。	「具体」美術の域内外の認知度向上につなげるため、「具体」ゆかりの地や美術館等を周遊するとともに、「具体」美術を体験（瓶投げアート、ミニセミナー等）できるモニターツアーアイデアを実施する。
参加者	ツアーの内容に適したインフルエンサー（1コースあたり2名以上、内1名は外国人インフルエンサーとすること）及び旅行会社の営業担当者（1コースあたり1名以上）【公募を要件としない。】	15人程度（内1名以上はインフルエンサー）【一般参加者は公募を要件とし、効果的な広報媒体を活用するほか、あにあん俱楽部のInstagram（anianclub）やX（@anianclub_jp）を活用したSNS広告を行うこと。】
	(1)ツアービジネスの企画・運営① 阪神南ブランドのスポット（阪神間モダニズム、ひょうごフィールドパビリオン）を周遊し、魅力を体験できるモデルツアーアイデアの企画・運営。 (2)開催回数 2コース（行程） (3)コースの設定 尼崎市・西宮市・芦屋市内とし、なるべく複数市を周遊するコース設定とすること。また、各市のスポットが4コースのいずれかに含まれるよう設定すること。	(1)ツアービジネスの企画・運営 「具体」ゆかりの地や美術館等を周遊し、「具体」美術を体験できるモニターツアーアイデアの企画・運営。
業務内容	(4)開催時期 委託契約締結後～2月の間で効果的な日 (5)留意事項 ア インフルエンサー及び旅行会社営業担当者の選定、ツアービジネスの組立は受託者が行い、阪神南県民センターと協議の上、決定すること。 イ 訴求効果が期待できるインフルエンサーを起用し、Instagram、X、YouTubeなどのSNS等で阪神南ブランドの魅力を発信すること。 ウ 受託者は、体験先との事前調整、予約の準備等の企画、ツアービジネスの運営、謝金の支払など、ツアービジネスに係る全てを行すこと。また、ツアービジネスの組立にあたり、関係自治体や施設等と連携を図ること。	(4)開催時期 委託契約締結後～2月の間で効果的な日 (5)留意事項 ア インフルエンサーの選定、広報媒体・ツアービジネスの組立は受託者が行い、阪神南県民センターと協議し、「具体」魅力発信推進委員会委員の指導・助言を得て、決定すること。 イ 訴求効果が期待できるインフルエンサーを起用し、Instagram、X、YouTubeなどのSNS等で「具体」ゆかりの地や施設、コース上の魅力情報を発信すること。 ウ 受託者は、体験先との事前調整、予約の準備等の企画、ツアービジネスの運営、謝金の支払など、ツアービジネスに係る全てを行すこと。また、ツアービジネスの組立にあたり、関係自治体や施設等と連携を図ること。

	<p>エ ツアー行程の組立の検討にあたり、ウェブサイト「あにあん俱楽部」を参照すること。また、管内自治体のイベント等との連携を図ること。</p> <p>オ ツアーに伴う参加者の謝金、交通費、宿泊費、飲食費、保険料、施設使用料等の一切の費用は受託者が負担すること。</p> <p>カ ツアーに阪神間モダニズム等に精通した案内者を配置すること</p>	<p>エ ツアー行程の組立の検討にあたり、特設サイト「具体フィールドミュージアム」を参照すること。また、管内自治体のイベント等との連携を図ること。</p> <p>オ ツアーに伴う参加者の謝金、交通費、宿泊費、飲食費、保険料、施設使用料等の一切費用は受託者が負担すること。 なお、参加者から実費相当額を受託者が収入し、当モデルツアーに充当することは妨げない。</p> <p>カ ツアーに「具体」美術に精通した案内者を配置すること</p> <p>キ 一般参加者は以下の条件を満たす方を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a アンケートにお答えいただける方 b ツアー中に県民センターや受託者、メディアにより取材・撮影された動画、写真、記事等を本事業の外部への報告やプロモーション、SNS等で使用されることをご了承いただける方 c 「あにあん俱楽部」内の記事や、参加者自身のInstagram、X、YouTubeなどのSNS等により、ツアーワークの感想等を発信することに可能な限りご協力いただける方
【共通事項】		
(6)インフルエンサーの選定について		<p>兵庫県、大阪府、京都府を活動のエリアとし、次のa. bの属性・志向等に該当するフォロワーを持ち、cからeの条件を満たすインフルエンサーを選定すること。</p> <p>【フォロワーの属性・志向等】</p> <ul style="list-style-type: none"> a 兵庫県、大阪府、京都府を中心とした関西圏に在住する20～50代の若年・中年層 b ファッションや旅行、レジャー、歴史・伝統・文化、芸術への関心が高く、情報収集に積極的でアクティブに行動する者 <p>【インフルエンサーの条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> c 主に旅（観光）分野で一定支持を得ていること。 d Instagramでのフォロワー数を1万人以上有すること。 e 本業務の目的を理解し、「あにあん俱楽部」のPRに協力する者であること。
(7)関係法令の遵守		<p>受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。</p>
(8)ツアー実施後のインフルエンサー情報発信		<p>ツアー実施後、インフルエンサーによる各SNSでの投稿など、阪神南ブランドの体験を通じて発見した魅力を発信すること。また、受託者は発信内容を取りまとめ、県民センターに報告すること。</p>
a 発信を行うアカウントについては、インフルエンサーが運営するアカウントとすること。		
b 投稿する際は、フェード投稿またはリール投稿を必須とすること。		
c 投稿の際は誘導先として、「あにあん俱楽部」のInstagramアカウント(aniandclub)、ウェブサイト「あにあん俱楽部」、特設サイト「具体フィールドミュージアム」のいずれかを設定すること。なお、誘導先は複数設定してもよい。		
d 投稿期間、投稿回数等については、委託金の範囲内で、受託者は県民センターと協議のうえ決定すること。		
(9)あにあん俱楽部での情報発信		
ツアー実施後、アンケートで評価が高かったツアーについては、「あにあん俱楽部」の「おすすめコース」で紹介するため、画像やツアー概要等のデータを県民センターに提供すること。		
(10)効果検証		
a 参加者に、ツアーの行程や運営、施設見学や体験の感想等のアンケートを実施すること。		
b インフルエンサーによる阪神南ブランドの発信による効果の検証方法を提案すること。		

(2) 事業費(限度額)

3,240,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

(3) プロジェクト管理

ア 業務の実施体制

本業務の遂行にあたって、業務実施体制及び連絡窓口を明示するとともに、実務担当者を定める

こと。また、本業務を確実に遂行するため、業務全体の責任者及び個別業務ごとの責任者・担当者を明示すること。

イ プロジェクト計画書

契約締結後、本業務における作業項目、スケジュール、導入体制及びプロジェクト管理方法等を記した「プロジェクト計画書」を作成し、提出すること。

5 納品

(1) 実績報告書

本業務を完了後、令和8年4月10日までに実績報告書を提出すること。

電子媒体・紙媒体 各1部。

(2) 納品・提出先

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室県民課
(〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8)

6 業務実施上の留意事項

(1) 契約の締結

ア 本企画提案は受託予定者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて県民センターと受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ 本業務の目的達成のため、県民センターの指示により、仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

(2) 費用負担

業務に必要な経費は、広告費、謝金、交通費、宿泊費、飲食費、保険料、施設使用料、著作権使用料(画像等の著作権使用料含む)など一切の費用、連絡調整等にかかる費用も含めて契約金額にすべて含むものとする。

(3) 対象外経費

以下の経費は本業務の対象外経費とする。

- ・土地、建物の取得にかかる経費
- ・物品、施設や設備を設置又は改修する経費
- ・受託者の本来業務にかかる経費
- ・その他業務との関連性が認められない経費
- ・領収書等により委託業務として支払ったことが明確にできない経費
- ・業務委託期間以外に支出した経費

(4) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、県民センターと密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(5) 成果品の利用(二次利用)

本業務の成果品の著作権は、兵庫県に帰属するもとし、兵庫県は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲内において、隨時利用できるものとする。なお、第三者が権利を有する著作権については、受託者が業務履行に関わるすべての著作権について利用承諾を得ることとする。

(6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

契約終了後もまた、同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(8) 著作権・肖像権

ア 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

イ 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、他の映像・写真(風景・図画等)を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

(9) 再委託

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県民センターに提出し、県民センターの書面による承認を得た場合は、県民センターが承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県民センターに対し全ての責任を負うものとする。

(10) 契約終了時の業務の引継ぎ、移行支援

受託者は契約が終了又は解除された場合、県民センターが継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援するものとし、県民センターの指示に従いデータ抽出やドキュメントの提供を行うこと。なお、引き継ぎに関する経費については受託者が負担するものとする。

(11) 協議

受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県民センターと協議し、その指示に従う。

(12) 法令遵守

業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

(13) その他

ア 本仕様書以外で効果的と考えられるコンテンツがあれば、委託者へ隨時提案すること。

イ 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県民センターに連絡し、その指示に従うこと。

ウ 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても業務の性

質上、当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。